

令和3年第11回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和3年8月23日(月) 午前10時～11時52分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(5名)

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 熊谷 勇夫
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤

4. 欠席者(1名)

委員 中村 祐美子

5. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子
教育企画課長 小原 賢史
学務管理課長 八重畑 亘
学校教育課長 佐々木 健一
こども課長 大川 尚子
文化財課長 平野 克則

6. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊
教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子
教育企画課 総務企画係 主事 荒木田 美月

7. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和3年第11回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和3年8月23日、午前10時

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室

日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第19号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」から、議案第22号「花巻市社会教育委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」までの4件につきましては、関連がありますので、花巻市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、一括議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第19号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」から、議案第22号「花巻市社会教育委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」までの4件について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第19号～議案第22号資料をご覧いただきたいと思います。

一括議題となりました4件の議案は、「花巻市教育委員会行政組織規則」第24条第1項各号に掲げる、教育委員会の所管に属する附属機関のうち、前回の臨時会で一部改正を議決いただいた「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」第2条の規定により市長部局の職員に補助執行している附属機関のうち、本年4月以降に委員の入れ替えが生じた「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員」、「宮沢賢治イーハトーブ館運営委員会委員」、「花巻市立図書館協議会」、及び「花巻市社会教育委員」の任命・解任についてであります。

教育委員会の所管に属する附属機関の任命に関しては、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項第8号の規定により、教育長に委任できない事項となっておりますが、前回ご報告いたしました補助執行等の検証過程において、これら附属機関の事務を市長部局の職員に補助執行した平成21年4月以降、教育委員会議にお諮りしていないということが明らかとなったところであります。

このため、今般、本年度分に限り、同規則第4条第1項の規定により、臨時に専決処理をした4組織の委員について、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案の内容についてご説明いたします。

はじめに、議案第19号及び議案第22号資料を併せてご覧願います。

「萬鉄五郎記念美術館運営委員会」につきましては、美術館の円滑な管理運営を図るた

め、設置された委員会でありまして、萬鉄五郎記念美術館条例第10条の規定により、10名の委員を委嘱しております。委員の任期は2年ですが、任命しておりました委員の定期人事異動により、後任の委員を任命するため、令和3年4月1日付けで臨時に専決処理を行ったものであります。

新たに任命した委員は、阿部久幸氏、58歳、花巻市立東和中学校長であり、花巻市校長会より、新たにご推薦いただいたものです。任期は、萬鉄五郎記念美術館条例第10条第3項ただし書の規定による前任者の残任期間、令和4年5月31日までであります。

次に、議案第20号及び議案第20号資料を併せてご覧願います。

「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会」は、イーハトーブ館の運営に関し必要な事項を審議するため、設置された審議会でありまして、宮沢賢治イーハトーブ館条例第8条第2項及び宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則第5条の規定により、宮沢賢治学会イーハトーブセンターの推薦する者、学識経験を有する者のうちから10名の委員を委嘱しております。委員の任期は2年ですが、任命しておりました委員が宮沢賢治イーハトーブ館長に就任したことにより、審議会委員としての資格を失ったため、後任の委員を任命するため、令和3年6月2日付けで、臨時に専決処理を行ったものであります。

新たに任命した委員は、大沢正善氏、67歳、宮沢賢治学会イーハトーブセンター副代表理事であり、同センターの役員改選により、新たにご推薦いただいたものです。任期は、宮沢賢治イーハトーブ館条例第8条第2項ただし書の規定による前任者の残任期間、令和4年5月9日までであります。

次に、議案第21号及び議案第21号資料をご覧願います。

「花巻市立図書館協議会」は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として設置された協議会であり、花巻市立図書館条例第7条の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、識見を有する者、公募による者のうちから12名の委員を委嘱しております。委員の任期は2年ですが、任命しておりました委員の一部について、関係団体の役員改選等により異動が生じたことから、後任の委員を任命するため、令和3年6月15日付けで、臨時に専決処理を行ったものであります。

新たに任命した委員は、菅原俊博氏、58歳、花巻市立大迫中学校長で、花巻市校長会より、新たにご推薦いただいております。松田治樹氏、39歳、花巻市社会教育委員で、同機関より、新たにご推薦いただいております。任期につきましては、花巻市立図書館条例第7条第4項ただし書の規定による前任者の残任期間、令和4年6月30日までであります。

次に、議案第22号及び議案第22号資料を併せてご覧願います。

「花巻市社会教育委員」は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、教育委員会の諮問機関として設置された機関であり、花巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから20名の委員を委嘱しております。

委員の任期は2年ですが、任命しておりました委員の一部について、関係団体の役員改選等により異動が生じたことから、後任の委員を任命するため、令和3年7月1日付けで、臨時に専決処理を行ったものであります。

新たに任命した委員について、ご説明申し上げます。

佛川恒明氏、59歳、花巻市立湯口小学校長、及び、佐藤孝之氏、51歳、花巻市立宮野目中学校長は、花巻市校長会より、新たにご推薦いただいております。石川和央氏、50歳、花巻市PTA連合会・監事は、同連合会の役員改選により、新たにご推薦いただいたものです。高橋公洋氏、67歳、花巻市教育振興運動推進協議会・副会長は、同協議会の役員改選により、新たにご推薦をいただいております。

任期につきましては、花巻市社会教育委員に関する条例第3条第1項ただし書の規定による前任者の残任期間、令和4年5月31日までであります。以上で説明を終わりますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。議案第19号から第22号までは、人事案件でありますので、人事に関しては質疑討論を省略することとしますが、臨時の専決処理があるため、事務手続部分に限り、質疑を行いたいと存じますが、質疑の方はございませんか。役重委員。

○役重委員

質問です。教育長に対する事務の委任等に関する規則の第4条で、臨時専決処理とあるわけですが、非常災害その他やむを得ない事情のためということに、この場合該当するかどうかという解釈についてお伺いします。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の関係でございませぬ。非常災害その他やむを得ない事情、それ以降は、会議を招集するいとまがないときに教育長は緊急を要する事項について臨時に専決することができるという規定になってございませぬ。非常災害その他です。非常災害を例として、やむを得ない事情のときはできると読めると思いますが、これを前提に、会議を招集するいとまがなかったため、臨時専決処理をさせていただいたということに対応できるのではないかと捉えてございませぬ。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

やむを得ない事情かどうかということは疑義のあるところですが、これまでの市長部局における意思決定というか、決裁は、どこまで上がってどうなっていたのかということ、それから、委任できない事項として1号から13号までありますが、今回の8号以外で同様

の処理を要するようなことはないのかということをお尋ねします。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

まず、1点目の今までの人事の任命手続、決裁はどうだったのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、平成21年以降、同様の扱いが行われたところですが、人事の内申の決裁においては、担当部長を経由して、教育長までの決裁を行って、それをもって任命手続を行っていたということが、これまでの状況ということでもあります。

この規則では、附属機関の委員を任命することは委任できないという規定になっておりますが、平成21年4月から市長部局に、本日申し上げた附属機関の任命に関しては補助執行しているのですが、それ以降は、実際は教育委員会に諮らず、教育長までの決裁で任命していたというのが、これまでの実態でございます。

2点目の委任規則第2条で、附属機関の委員任命以外の実態につきましては、これら以外はできるという2条の規定で、できないものを委任していないかというご質問だと思いますが、私どもが現在承知している部分では、そういったものはないのではないかと捉えております。ただ、前回報告したとおり、委任、補助執行等の運用に関しては、今検証作業を開始したところで、今後また出てこないとは限りませんが、今現在確認できている中では、そういったものはないと捉えております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

そうしますと、市長部局で、市長が決裁していたという理解でよろしいですか。合議はともかくとして、最終決裁権者は市長であったということよろしいですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

市長部局に関しては、補助執行規則にある最終決裁権者、例えば生涯学習部長まで、それ以降は、教育委員会に回ってきまして、教育長が最終決裁権者になっていたということです。

○役重委員

これまでの分も含めてですが、これまでの分は、要するに臨時の専決処理もしないということですね。それを考えたとき、今回、臨時専決処理で処理することが妥当なのかどうかということもあるのですが、今任命されている方についてという扱いだと思いますが、それ以前の方については、正規の任命がなされていなかったという扱いのまま終わるということですねという確認が一つです。

第2条の各号列記ですが、例えば、教育功労賞を表彰することという12号があります

が、これらは功労者の決定を教育委員会議ですということではなく、あくまで表彰なので、表彰する人の表彰状に書いてある名前が教育委員会であったということで、これについては、第2条を逸脱してはいないという理解でよろしいでしょうか。教育功労者自体は委員会の議決にはなっていないですよ。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

実際、教育功労者表彰自体が現在行われておりません。以前は花巻市として教育委員会が教育功労者表彰ということで、独自の表彰をしていたのですが、これが今のところ行われていないということです。逆に言うと、事実がないものなので、今後整理をかける際には、この部分を削除する必要もあるという事案だと認識しております。

それから、先ほど、附属機関の委員を任命することという8号部分が、実際にきちんと行われていなかったということでお話しましたが、厳密な意味で申し上げますと、例えば、9号の点検及び評価につきましても、教育委員会が直接所管している分については、今までもやってきているのですが、補助執行に出している分については、除いてきたというところもあります。そのあたりも今後見直しが必要と思っておりますし、教育予算の意見を申し出るという部分について、当初予算等についての報告ということで教育委員会議にお話をさせていただいているところですが、補助執行分を今まで除いて、教育委員会直接所管分のみを報告してご承認いただいている状況になっておりました。厳密に言いますと、8、9、10号について、補助執行を出したことによって、正しい在り方ではなかったという状況になっているかと思えます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

確認です。先ほどの決裁の扱いは、教育長に合議があるということではなくて、各部長から決裁が上がり、教育長が最終決裁権者になっていたという扱いですね。分かりました。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。採決につきましては、議案ごとにお諮りいたします。

まず、議案第19号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命・解任に係る臨時専決処分に関し承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第19号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命・解任に係る臨時専

決処理に関し承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第20号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第21号「花巻市立図書館協議会委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第21号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第22号「花巻市社会教育委員の任命・解任に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第22号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第23号「花巻市指定有形文化財熊谷家本屋及び付属屋の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。平野文化財課長。

○平野文化財課長

議案第23号「花巻市指定有形文化財熊谷家本屋及び付属屋の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。

有形文化財の名称は、「熊谷家本屋及び付属屋」です。所有者及び管理者は、花巻市長であります。現状変更の内容は、便所の屋根材及び小屋組の変更です。

次に、現状変更等の内容及び実施の方法について説明いたします。議案第23号資料その1、現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧ください。17、18ページは、外部の現状写真です。19ページは、内部から見た天井の写真です。20ページ以降は設計図です。

現状変更等許可申請書の「6 現状変更等の内容及び実施方法」です。

現状変更は大きく2点あります。1点は、屋根材を茅から金属への変更です。もう1点は、小屋組の変更です。

①屋根材を茅から金属への変更ですが、茅を撤去し、ガリバリウム塗装鋼板横葺きに変更しようとするものです。

次に、②小屋組みの変更です。長木・母屋及び勾配梁の一部の撤去、垂木及び押木の全部を撤去します。図面は、赤い色の図面です。赤く色の付いている部分が、今回の改修工事により撤去される部分、部材です。

次に新設ですが、新設は隅木、小屋束、垂木、野地合板です。腕木、出桁、軒裏板、広小舞の一部撤去及び新設をします。図面は、青色の図面です。赤色表示されている部分・部材が今回の改修工事により撤去されます。青色表示が工事後の姿というように、色分けをして図面を作成しております。

(2) 現状変更等の実施の方法ですが、箱棟を取り外した後、茅・小屋組材の撤去、そして現状の屋根勾配となるよう、新たな小屋組を作り、鉄板で葺き、修理した箱棟を設置して終了となります。

16ページの7、現状変更により生ずべき物件の滅失又はき損若しくは景観の変化、その

他現状変更等による指定文化財への影響ですが、屋根材料の変更により、外観は変わりますが、敷地内の他の指定有形文化財である板蔵や上蔵、下蔵等と同様の金属葺きとなるものですので、屋敷景観を害するものではないと考えます。

建物の中からの見栄えですが、合掌梁及び天井板を残すため、内部天井の見栄えは、現状とほぼ変わらない状態となります。

3つ目のポツですが、建物全体の「復原図面」を今回作成しましたので、将来、何時でも茅葺きへ戻すことができるようにしております。

現状変更の内容説明は以上ですが、本件の許可に当たっては、今月10日に開催された、花巻市文化財保護審議会においてご協議をいただき、許可が妥当であるとされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長

只今事務局から説明を受けました。質疑の方ございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

現状に遜色なく復元されるということですが、当時の茅葺きの状態というのは画像、写真等で当時の様子が保存されているのでしょうか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

熊谷家については、昭和62年に建物調査をしております。その際に撮った写真等がございます。

○佐藤教育長

文化財調査報告書の中には、記録、保存されているということです。ほかにございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

茅葺き屋根から金属製の屋根に代わるということで、保存するためには、劣化をできるだけ防ぐためには一つでないかと思うのですが、例えば、茅葺き屋根の文化財は、今珍しいですよ。歴史観の観点から、茅葺きを新しく茅葺きにするという考えはなかったのですか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

ご指摘のお話は、文化財保護審議会の際にもありました。やはり茅葺き屋根については茅葺きで残す必要があるのではないかといたした声もございました。これについては、予算

の関係、維持管理費のこともあり、実は、茅葺き屋根で葺き替えた場合、いくらかかるか見積を取りました。その結果、直接工事費だけで800万円でした。ですので、経費が加わればおそらく1.5倍ほどになります。そして、20年に1回は葺き替えということになります。今回、金属葺きにした場合は400万円です。葺き替え等ではなくて10年、15年後の塗装ということになりますので、維持管理費も考え、今回はやむを得ず、茅葺きから金属葺きにせざるを得ないと判断をしたところです。しかし、いつでも現状の茅葺きに戻せるように図面等をしっかりと作成しましたので、必要に応じて茅葺きに復元することは可能な状態を維持しております。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号「花巻市指定有形文化財熊谷家本屋及び付属屋の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第23号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第24号「花巻市指定有形文化財千手観音立像の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。平野文化財課長。

○平野文化財課長

議案第24号「花巻市指定有形文化財千手観音立像の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

有形文化財の名称は、「千手観音立像」です。所有者及び管理者は、花巻市矢沢の松田広司さんです。現状変更の内容は、像本体の虫食い及び亀裂の修復並びに脱落した腕の接合です。

次に、現状変更等の内容及び実施の方法について説明いたします。議案第24号資料その1、31ページの現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧ください。

今回、修復しようとしている千手観音立像ですが、文化財指定しているのは、像本体のみであります。光背と台座の部分は指定外です。

現状変更等の許可は、指定部分である像本体の修復に係るもののみとなりますが、指定以外の部分も今回併せて修復する計画としていることから、5の(2)の②に参考として指定部分以外の損傷状況も記述しております。

5の(2)の①には、参考として指定部分である、像本体の損傷状況も記述しております。左手や左足、頭上像、持物の一部に欠損を確認しておりますが、いずれも、昭和54年の文化財指定当時から欠損しており、元々の状態が不明であることから、新しく作り接合をする修復は認められないものでありますが、持物と左足については、新しく作ったパーツを既存の穴への差し込みや、該当箇所へ添える程度であり、何時でも取り外すことがで

きることから、新補可と判断しているところであります。

申請書の6、現状変更等の内容及び実施方法です。

(1) 指定部分に係る現状変更等の内容及び方法ですが、まずは、像に付着したチリ・ホコリ・ゴミを刷毛・筆等で除去します。その後、パナプレートという薬剤を用いて防虫、殺虫処置をします。そして、アクリル系合成樹脂のパラロイドB72を含浸し補強と共に虫穴へ充填します。

脱落している腕は、ムギ漆により接合します。この作業は、平泉町に運び行う予定です。

(3) に参考事項として、現状変更等の許可を必要としない修復内容を記述しております。

7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又はき損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項です。

今回の修復は、文化財指定時の状態への復元までですので、オリジナルの状態から逸脱するものではありませんし、現状変更許可以外の部分で修復する箇所については、現状部分と今回新しく作った部分とを明確に判別できるようにしますので、今後の保存・管理をしていく上で問題はないと考えます。

現状変更の内容説明は以上ですが、本件の許可に当たっては、今月10日に開催された、花巻市文化財保護審議会においてご協議をいただき、許可が妥当であるとされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

千手観音立像の現状変更ということで、専門用語がたくさん出てきますが、本体はかなり劣化、剥落しているということです。割れている台座、背中の盤になっている光背等も一体となってやっていくということですが、質疑の方ございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

素人なものですから、歴史的価値を教えてくださいたいと思います。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

この像がつくられた年代は、室町時代後期と伝わっております。ですので、相当古くからのものということ、千手観音も花巻市内にそうそうあるものではないため、昭和54年に指定したところをございます。

○佐藤教育長

かなり古い千手観音だということです。役重委員。

○役重委員

関連して、直すのにいくらかかかるのですか。平泉まで運ぶのは大変ですね。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

今回、私どもが聞いている話では、約74万円ということです。これは補助金の対象額です。対象以外の部分も出てきます。それは持物です。持物は何点かございませんで、持物を新しく作ることは、補助対象外です。それを追加すれば100万円は超えると思っています。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

74万円は補助金が出るということですか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

74万円の半分は補助金の対象となります。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ちなみに、この仏像様は、普段は公開されているのですか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

建物の中に入っておりますが、所有者の松田さんに連絡をして鍵を開けて見せてもらうということとなっております。

○佐藤教育長

個人所蔵という形です。中村委員。

○中村弘樹委員

文化財指定になってからは、今回初めての修復になるのですか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

昭和54年の文化財指定以降は特別何もしておらなかったようです。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村弘樹委員

今回修復する理由は、もう限界がきたということでしょうか。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

前々から修復したいと思っていたようですが、お金の関係もありましたし、今回この像の修復のほかに、すぐ近くに、もともと社があったということです。その社も今回、地域から寄附をいただいて一緒に建てるということで、二つ合わせて、地域から寄附をいただく話がついたようであります。

○佐藤教育長

個人所有となると、まず、入れ物、建物を何とかしなければならないということで、この写真で見れば分かるように、建物の保管環境については随分ご努力されたように思います。以前から、大分劣化してきたという相談はされており、直すこともその辺の工務店では無理ですので、専門の方とのやりとりをしながら進めるということです。それから、市の補助金についての制度がかなり改善されましたので、そういったところから、今回、修復されるというご判断に至ったと思います。花巻の仏様は随分古いもの、素晴らしいものも多くあります。毘沙門天さんをはじめとして、平安物とか、石鳥谷にもたくさんありますが、なかなかご覧いただく機会がないので、今後文化財見学などで、ぜひご覧いただく機会があればよいと思います。ほかに質疑ございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

個人所有ということで、地元では、この千手観音像を祭事に使うのでしょうか。誰が判断するのかということではありますが、貴重な文化財として市が所有するような方向、意見はなかったのかということです。保存状態がよくないことから損傷につながったのかと思いますが、市の所有にして保存すれば、くまなく手が行き届くのではないかと思います。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

この像は、所有者がしっかりとしております。ですので、昔から自分の家で管理してきたということでもあります。それから、地域でも像と社を維持していこうということで、毎年9月中旬に、地域をあげて祭りをしているようです。行政に建物と像の管理をお願いするのではなく、これからも地域で費用負担をして、大切に残していこうという強い意志を感じております。

○佐藤教育長

花巻市内には、観音信仰というか、札所とか、結構ございます。清水神社をはじめとして、円万寺など、観音信仰の一つの拠点だと思っております。ほかにございませんか。

「異議なし」と認め、議案第24号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第25号「特別天然記念物早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案願います。平野文化財課長。

○平野文化財課長

議案第25号「特別天然記念物早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

はじめに、国指定の特別天然記念物であります。花巻市教育委員会が許可を行う、根拠法令についてご説明いたします。議案第25号資料その3、42ページをご覧ください。

特別天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条第1項で、文化庁長官の許可を受けなければならないとされております。許可権限は文化庁長官にありますが、同法第184条第1項第2号において、文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができると規定されております。

文化財保護法施行令第5条第4項には、文化庁長官の権限に属する事務のうち、史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取の許可は、現状変更等を行われる市の教育委員会が行うこととすると規定されておりますことから、許可に関し議決を求めるものであります。

現状変更の内容について説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。特別天然記念物の名称は、「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」です。所有者は、国で、管理者は、岩手県知事です。

現状変更の内容は、河原の坊登山道の崩落現場の岩石採取であります。

次に、現状変更等の内容及び実施の方法について説明いたします。

議案第25号資料その1、37ページの現状変更等許可申請の写し、資料その2の現状変更終了報告書も併せてご覧ください。

許可の申請者は、新潟大学理学部教授の小西博巳さんです。

現状変更を必要とする理由ですが、平成28年5月26日の大雨により、登山道の一部が崩落したことから、その状況調査の一環として地盤調査を行うものです。

なお、同様の調査は昨年11月に行いましたが、崩落原因の判明には至らなかったことから、今年も調査を行おうとするものです。

昨年度、現状変更許可を得て行った調査結果は、資料その2として添付しております。岩石採取の方法ですが、崩落現場の登山道内の岩石をハンマーにより割り採取するものです。採取する量は、約50キログラムです。

天然記念物に与える影響ですが、採取する量が約50キログラムと少ないこと、採取は景観に影響を与えない箇所からとするよう配慮することから、特別天然記念物に与える影響は極めて小さいと考えます。

現状変更の内容説明は以上ですが、本件の許可に当たっては、今月10日に開催された、花巻市文化財保護審議会においてご協議をいただき、許可が妥当であるとされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今事務局から説明を受けました。質疑の方ございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

新潟大学の先生が申請者ということですが、動きとしては、崩落原因を探るということで、調査を依頼したところは、県から依頼して、この先生にという流れといたしますか、調査したらこういう工事をするというはこの先生が判断して対策するという、今後の方針みたいなものはあるのですか。どういう発注でその先生に依頼して、その先生が判断した結果をまた協議してというのは、県とか自然保護課とか、花巻市とか、自治体管理はどのようになっているのかお聞きします。

○佐藤教育長

平野文化財課長。

○平野文化財課長

この調査自体は、国や県から委託をお願いされたものではないようです。新潟大学の先生が、自分の研究として、なぜ崩れたのかといったことを調査したいということです。結果については、関係機関に全て提供すると伺っております。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

正面コースが閉鎖になっているので、何らかの修復の動きが見えればと思います。

小田越コースがオーバーユースですので、正面コースの復活を望んでいる一人として、今後花巻市も復旧に向けた意思を表明してほしいと、個人的には思っております。

○佐藤教育長

早池峰国定公園の中にある特別天然記念物ということで、手続上何かある場合は、文化庁にお伺いを立てなければならず、管理者は岩手県ですので保存管理は岩手県になります。手続上あるいは啓発活動などについては、市になるということです。去年も同じような現状変更について、この会議でお願いして認められております。去年の調査で不十分だったということで、蛇紋岩系、隣の薬師岳は花崗岩系の境界のところで、調査書にも書いておりましたが、調査はまだ不十分だということで、再度、50キログラムほど岩石標本を採集して研究したいということで、その採集許可が、この内容です。ほかにございませんか。

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号「特別天然記念物早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と認め、議案第25号は原案のとおり議決されました。

議案第26号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

議案第26号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこととなっておりますことから、本委員会において議決を求めるものであります。

なお、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされておりますことから、去る8月5日に開催いたしました花巻市教育振興審議会に、花巻市教育振興基本計画に基づく令和2年度主要事業の実施状況についてお諮りし、委員からご意見等をいただき点検・評価を行ったところでございます。

点検・評価の結果につきましては、別紙「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（花巻市教育振興基本計画令和2年度主要事業実施状況報告書）」のとおりであります。

それでは、内容を説明いたします。

はじめに、本日、1点目の議案についての議論でもございましたが、この点検・評価につきましては、本来、補助執行に出しております事務につきましても実施しなければならないものでございますが、評価の報告書作成時におきまして、まだ、こちらでも把握できていなかったという状況でございまして、例年どおり、教育委員会が直接所管する分の評価の報告書となっております。この改正につきましては、来年度の評価部分から改正をしてまいりたいと考えておりますので、この点をご了承いただきたく、よろしく願い申し上げます。

それでは、別紙資料2ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、1子育て環境の充実でございまして、説明につきましては、主な事業について、かいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、(1)子育て支援の充実、3放課後子供教室・学童クラブについてご説明させていただきます。令和2年度におきましては、放課後子供教室を2か所、学童クラブは19クラブ、31の支援の単位で事業を行ったところでございます。令和2年度新たに取組み

んだものとしたしましては、減免の加算の拡充でございまして、ひとり親世帯への2分の1補助、多子入所の第2子以降4分の1補助に着手しております。また、宮野目学童クラブの増築工事を行い、これにより、それまでの定員60人に対して80人定員とすることができ、待機児童の解消につながったところでございます。また、(仮称)若葉学童クラブの整備のための実施設計を令和2年度において行いました。花巻学童の耐震に問題があり、現在はほかの場所を借りて開設しておりますが、本年12月には、新しくひまわり学童と統合され、若葉学童クラブとして若葉小学校敷地内に新しい学童クラブが整備される予定でございます。

5 病後児保育事業でございまして、家庭で保育困難な傷病の回復期にある児童の一時的な保育を行ったもので、令和2年度は延べ55人の利用があったところでございます。令和元年度の利用が延べ99人で、減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと把握しております。

次に、(3) 就学前教育の充実につきまして、3 保育所保育環境充実事業についてご説明をいたします。各施設の改修及び補修を行ったものでございまして、環境整備の内装改修につきましては、成島保育園で改修を行っております。また、解体工事を予定しておりました内川目保育園につきましては、購入を希望する申出がありましたことを受け、競売への方針転換を行ったところでございまして、令和2年度において、境界復元の測量や不動産鑑定評価等を行っております。こちらは、本年5月に売買契約を締結したところでございます。耐震補強工事につきましては、湯口、太田、上瀬の3園の保育園について実施したところでございますが、一部、本年度に繰越しての事業となっております。

4 幼児ことばの教室事業でございまして、ことばに関する課題を早期に発見して、一人ひとりの発達を考慮した指導を行うものでございます。令和2年度の利用者は47人、うち、教室を修了した者は36人、継続しての指導となった者が13人という状況であります。

成果指標は、まちづくり市民アンケートに基づき、「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」です。令和2年度の実績値は56%で、それまで順調に伸びてきておりましたが、令和2年度において下がったという状況になっております。この原因は、新型コロナウイルス感染症予防対応のため、子育て支援センター等の利用が制限されたり、各種事業の見直しにより中止になったりしたものがあつたということで、成果指標が目標を下回つたものと捉えております。

子育て環境の充実についての評価でございまして、大きい部分についてご説明いたします。安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、保育所等の待機児童の解消を最優先事項として保育士等の確保に努めてきましたが、その結果、平成28年度から続いていた、4月当初時点での待機児童の発生を、令和2年の4月当初、また、令和3年の4月当初の2年連続でゼロとすることができたところであり、一定の成果が出ているものと捉えております。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

2 学校教育の充実 (1) 学力の向上、1 学力向上推進事業でございます。学力向上支援員による学力調査結果の分析に基づき助言や指導を実施するとともに、はなまき授業サポーター等の配置により、基礎学力の向上を図った事業でございます。このうち、漢字能力検定助成につきましては、令和2年度の結果といたしまして、小学校5年生の受験率は96.8%、6年生の受験率は97.8%となっております。漢字検定の目標級は、5年生が6級、6年生が5級となりますが、5年生の6級の合格率が42%、6年生の5級の合格率が60%となったところでございます。

また、新たな事業といたしまして、FMラジオの番組放送業務委託がございます。コロナ禍での学校の休校を見据えて、ラジオを使った学習の提供を目的に実施したものでございます。実際には、休校という大きな措置はなかったところではありますが、せっかく録音した番組でございましたので、夏休みと冬休みに各5日間、試験的な放送ということで実施させていただいたところでございます。

続きまして、7ページ (2) 体力の向上、1 体力向上実践推進事業でございます。基礎体力の向上を目指して、実践校3校を指定して基礎体力向上のための取組みを支援したものでございます。指定校は矢沢小学校、石鳥谷小学校、東和小学校となっております。

(3) 豊かな人間性の育成、2 キャリア学習支援事業でございますが、児童生徒が自ら学び考える機会とするとともに、震災と向き合い、命の大切さを実感し、地域や社会との関わりの中で生きていることを学ぶということを目的としております。体験的な学習の充実ということで、農業体験、福祉体験、企業訪問、被災地訪問等を行っております。また、生徒会ボランティアの活動支援といたしましては、生徒会が行う地域での清掃活動、花壇整備、除雪等の活動に対する支援を行ったところでございます。

4 中学校外国語教育推進事業でございますが、外国語指導助手 (ALT) の派遣等を行うものでございます。主な内容の一つであります英語検定助成について、状況のご説明をいたします。受験率は97%となっております。それから、合格率は中学校1年生の目標級5級が75%、中学校2年の目標級4級が53%、中学校3年の目標級3級が42%という状況となっております。英語教育の実施状況調査により、受験者のうち、英検3級以上を取得している生徒の割合は、実際に英語検定助成を始めた平成29年度は26%でございましたが、令和2年度におきましては30%ということで、4%向上している状況でございます。

8ページ、(4) 個に応じた支援体制の充実の特別支援事業でございますが、不登校の状況のご報告で代えさせていただきたいと思えます。令和2年度の不登校の状況ですが、小学校が23名、0.52%、中学校が79名、3.33%という状況となっております。小中合わせて102名が不登校という状況です。全体では、平成30年度が95名、令和元年度が97名ということで、全国、県と同様に、少しずつ不登校の割合が高くなっているという状況でございます。令和2年度は、新たに不登校になったという児童生徒数は減少傾向にあるのですが、継続している子どもたちについては、その解消を図ることが難しい状況になっているということで、全体としての人数は増えている状況でございます。(6) 教育環境の充

実、3小学校施設維持事業でございますが、大きな部分といたしましては、非構造部材の耐震化工事でございます。南城小学校の校舎照明、校舎の照明器具の落下防止、建具の転倒防止等を行ったというものでございます。

次に、4中学校施設維持事業でございますが、非構造部材の耐震化工事を行っておりまして、花巻中学校の校舎について、先ほど同様に照明の落下防止、建具の転倒防止を行っております。

次に、5大迫中学校の校舎改築事業でございますが、令和2年度において、グラウンド整備等を行ったことにより、全ての工事が完了したところでございます。大迫中学校の校舎改築に係る事業費の総額は18億3,678万6,000円となっております。事業期間は平成26年から令和3年1月までであります。

10学校地域協働連携事業でございますが、3つの小・中学校区に地域と学校の連携・協働による学習支援活動を行う地域コーディネーターを設置しております。3つの小中学校区は、湯本、大迫、東和となっております。それから、小中連携の教育実践校も別に指定しており、南城小・中学校を指定したところでございます。

10ページ、成果指標は4点でございます。このうち、「自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合」について、説明させていただきます。「自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合」は、令和2年度の実績値で、小学校が73%、中学校が72%ということで、目標としておりました数値に対し、中学校は上回りましたが、小学校は下回っているという状況でございますが、令和元年度の実績で非常に落ち込んでいたものについては、改善が見られたという状況となっております。

学校教育の充実についての評価でございますが、学力向上につきましては、小学校の国語・算数と中学校の国語・社会は全国平均を上回り、中学校の数学は下回る結果となりました。中学校の数学が全国平均を下回った原因といたしましては、家庭学習の時間が少ないことが考えられるところでございます。

体力向上については、「運動が好き・やや好き」と答えた児童の割合が、前年度に比較して若干減少したというところがございますので、体力・運動能力に課題を抱える児童が多い学校に重点を置いた取組を継続して実施してまいりたいと思います。

個に応じた支援体制の充実に係る学校適応支援につきましては、不登校の出現率が国同様に上昇していることから、学校及び関係機関と緊密に連携して取り組んでいく必要がございます。教育環境の充実のうち、学校の適正規模・適正配置などの教育環境については、今後も慎重に検討を進めてまいります。

11ページ、学校給食につきましては、花巻地区にあります給食センターについて、築30年を超える施設が複数ございまして、いずれも老朽化が著しく進行しておりますことから、具体的な改修・統合などについて、中長期的な視点による計画を令和3年度において策定することとしております。奨学金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した方などについて、随時募集を行ったところであり、奨学金の活用

人材確保支援事業と併せて、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

豊かな人間性の育成におきましては、県の学習定着度状況調査の質問紙調査で、「学校に行くのが楽しい」「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合が、昨年度を上回り、改善傾向にあるということから、引き続き体験的な学習やキャリア教育の充実に努め、地域の方々など、教員や保護者以外の大人から感謝されたり、認められたりする機会や、将来の目標を見出す機会を少しでも多く創出し、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を育ててまいりたいと考えております。

12ページ、3 芸術文化の振興、(2) 民俗芸能の伝承、1 民俗芸能伝承支援事業でございますが、新規の事業といたしまして、小中学校での民俗芸能鑑賞会を実施いたしました。実施したのは、新堀小学校、湯口中学校、南城中学校、東和中学校の4校でございます。一方で、郷土芸能鑑賞会は例年実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なかったという状況でございます。

13ページ、(3) 文化財の保護と活用、1 文化財保護活用事業でございますが、大きな事業といたしましては、国指定の重要文化財であります旧小原家住宅の防火設備の設置、市指定文化財の花巻城内伊藤家住宅の修復を行っております。そのほか、花輪提ハナショウブ群落の調査と保存管理として調査検討を本年度まで行い、令和4年度に保存管理の計画を策定する予定となっております。また、石鳩岡神楽・土沢神楽の映像記録の作成につきましては、令和4年度まで継続の予定でございますし、文化財保存活用地域計画は、令和5年末に策定ということで進めているところでございます。

4 教育普及活動事業でございますが、コロナ禍の影響により、館長講座や体験学習、それから、研究委員会の開催等につきましては、なかなか思うようにいかないところございましたが、出前授業につきましては、前年度を上回る回数で実施することができたという状況でございます。

成果指標につきましては、郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持つ市民の割合が、令和2年度55.6%ということで、こちらも順調に伸ばしてきた数字でございましたが、令和2年度は下がったということになっております。これにつきましても新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、民俗芸能鑑賞会といった講演会等を中止せざるを得なかったこと、施設の休館等により市民の皆さんが直接文化財に触れる機会が減少したことが、影響したものと考えております。

14ページ、芸術文化の振興についての評価でございます。大きい部分を申し上げます。民俗芸能の伝承につきましては例年実施している各種鑑賞会を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止せざるを得なかったところですが、新規事業として小中学校での民俗芸能鑑賞会を開催し、子どもたちの興味や関心を喚起することができたところでございます。

文化財の保護と活用につきましては、文化財保存活用地域計画の策定に向けたコミュニティ会議単位のワークショップを開催し、各地域の文化財的資源の把握と市民の文化財に

関する理解の愛護精神の向上につなげることができたと考えております。

15ページ、施設の利用状況等についてでございます。軒並み前年度を下回る結果になっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと捉えております。

16ページ、学校開放事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に減少しておりますが、一部増加している部分がございます。この要因は、短時間で回数を増やすという活動方針をとった団体がいたということ、それから、ほかの施設が利用中止となったことを受け、学校利用となった団体もいるということで若干増えた学校もあったという状況でございます。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がございました。

なお、資料として、教育振興審議会での質疑、ご意見の一覧を付しておりますので、参考になさっていただければと思います。

内容等について、質疑の方ございませんか。役重委員。

○役重委員

説明にありましたように、コロナ禍の影響を非常に受けているのではないかと感じられる内容でしたが、そうした中で、学校教育、成果指標などを見ましても、例えば、運動・スポーツが好きだとか、将来の夢や仕事を持っているとかいうあたりが、大きな落ち込みが見られないということで、非常に事務局の皆さん、学校現場の皆さんがよくやっていたのではないかと評価される内容だと捉えました。

一つ確認ですが、今後評価・点検及び評価報告書を議会にも提出して公表するということになるだろうと思います。それについても、今回の補助執行と委任の見直しについて、このままの状態で出されることであろうかと思いますが、そうした説明などは大丈夫なのかというところだけ、確認させていただきたいと思います。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

現時点において、これがある意味、不足しているということが分かっている状況で、このままの提出になるかということだと思いますが、私どもが把握した時点で、既に審議会からもご意見をいただいて、そこでご了解いただいているという内容ですし、例年、この内容で10年近く出してきたという状況もございますので、今回はこの形で出させていただきます、来年から新しい教育振興基本計画に基づいた点検・評価になってきますので、その時点で、生涯学習の部分もきちんと入れた形で修正をしたいと考えております。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

聞き逃したと思うのですが、保育環境充実事業で耐震補強工事をした3園は、湯口と太田と、もう一園どちらでしょうか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

上瀬保育園です。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

例えば、学校教育の学力向上について、評価に書かれてあるとおり、家庭学習の時間が少ない傾向にあるということで、きちんとしましょう、それから、授業の質の向上を図りましょうということはそのとおりだと思います。

その中で、計画書の自己肯定感が昨年度よりも上がったということですが、例えば、今後に向けて、体験的な学習とか、キャリア教育の充実とくくっておるのですが、自己肯定感は、学校教育全体の中で、子どもたちにいろいろなシャワーを浴びさせることによって響いてくると思います。そういう意味で、例えば、学校経営全体もそうですよね。方針的なもの、あるいは学年、学級経営の中でも、こういう学校、学級を作る、こういう子どもを育てるのだということが、ピンポイントで重要な部分になるのではないかと思います。キャリア教育も大切ですが、そういうことも大事なところだと思うので、新しい教育課程の対応、いじめ対応などやるべきことが多く大変だと思いますが、その中でも根っこは大事な部分だと私は思いますので、ぜひ教育委員会でも、学校支援をしていただければという感想です。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

学校教育課としても、豊かな人間性においては、自己肯定感の育成は最重要課題と捉えております。年に7回行われる定例校長会議でも、毎回の資料としてお出ししておりますし、設定している4つの重点のうちの1つとしております。豊かな人間性の育成ではこれが最重点ということで、校長先生方にもご理解、ご協力をいただいているところです。そこで、各学校で行事等を精選していただいて、とにかく児童生徒と向き合う時間を取りましょうということで、先生方が必要に応じてカウンセリング等を図っており、コロナ禍でも落ち込まないようなデータも出ていると思っております。これらのことが、先ほど役重委員からいただいたような結果につながっているのではないかと思います。

ただ、やはりまだ目標値に届いていない、まだまだ満足できる数字ではないこともあり、学校のカリキュラムマネジメントの中でもやっていただきたい、それから学校だけで

はなく、今後、コミュニティ・スクールへの移行も念頭に置いて進めていただいております。学校の先生方やPTAだけではなく、地域の皆様にも、子どもと触れ合う機会が多くある中で、認めや励まし等のお声をいただいて、子どもを取り巻く大人がどんどん広がっていただければ、さらに学級、学校だけではなく、地域からも子どもたちの自己肯定感が高まるのではないかと考えております。引き続き、自己肯定感を高める取組を続けていきたいと考えております。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と認め、議案第26号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

それでは、資料No.1、第3期花巻市教育振興基本計画実施計画（案）についてご説明させていただきます。

実施計画の概要、施策の体系等記載がございますが、教育振興基本計画につきまして、既に委員の皆様にご説明済みのものがございますので、割愛させていただきます。

4ページからになりますが、今年度、新規拡充する部分について、ご説明をさせていただきます。また、計画の中には、3生涯学習の推進、4スポーツの振興、5芸術文化の振興の部分が記載されておりますが、審議会における説明において、この資料に記載されている以上の追加項目につきましては、特段の説明がございませんでしたので、この部分につきましては、記載内容に代えさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、1子育て環境の充実でございます。基本方針は、「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」で、第2期の計画との変更はございません。成果指標は「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」で、指標自体の変更はございません。現状値64%に対し、令和7年度の計画満了時におきましては、66.5%を目指すこととしております。

(1) 子育て環境の充実、②保育力充実事業でございますが、保育士確保のための取組を実施するというところで、本年度の待機児童の状況につきまして、4月当初から7月まではゼロで進んでまいりましたが、8月に入り8名の待機児童が発生した状況でございます。改善は図られておりますが、待機児童ゼロにはまだ到達できていないという状況でございます。

③放課後児童支援事業でございますが、点検・評価でも申し上げましたとおり、若葉小学校敷地内への、若葉学童クラブの建設工事を現在進めております。12月下旬に新施設の

利用をスタートできる見込みであります。また、本年度、学童クラブの利用料の減免も拡充いたしました。準要保護世帯、障がい児等への減免を拡充したほか、きょうだい同時入所の場合の補助率を、これまでの4分の1から2分の1へ拡充をしたところでございます。

(3) 就学前教育の充実、③保育所保育環境充実事業でございますが、新規の事業といたしまして、公立保育園のICTシステムの導入ということで、登園・降園の管理や様々な帳票の作成、保護者への連絡メールをICT化するというところで、事業を立ち上げたところでございます。これにより、保育士の働き方が改革されるものと期待しております。

2 学校教育の充実でございます。基本方針は第2期と変更はございません。成果指標4点につきましても、第2期計画と同様でございます。

(1) 学力の向上、①学力向上推進事業の変更点でございますが、本年度からICT支援員2名を雇用しております。1人1台タブレットの導入とGIGAスクールに対応した学校支援を行うための増員となっております。

(5) 学校保健の充実でございます。昨年度も実施しておりますが、学校保健事業で、新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品の購入費用を拡充し、今年度680万円ほどを計上しているところでございます。

(6) 教育環境の充実でございます。③小学校施設維持事業で、本年度の取組といたしましては、桜台小学校の長寿命化の設計に着手するというところで、先月、学校と地域の方々にメンバーとなっていただき検討組織を立ち上げ、様々ご意見をいただきながら、今後、設計を進めていく状況となっております。

また、小学校の施設維持事業、中学校施設維持事業のどちらにも関わるものですが、亀ヶ森小学校と内川目小学校の閉校に伴い、エアコンの移設等を行っているところでございます。

④小学校学習用端末、中学校学習用端末の整備事業でございます。GIGAスクールの対応ということで、タブレットの購入等に当てる事業でございます。6月末に既に配備を完了し、夏休みを中心に教員研修等も実施しております。先ほど申し上げたICTの支援員を活用して、今後、授業での効果的な活用を推進させたいと考えております。タブレットの整備台数につきましては、小学校が3,996台、中学校が2,374台、合計で6,370台となったところでございます。

⑦学校給食センターの改修事業でございますが、先ほどの点検・評価で申し上げましたとおり、特に花巻地区の学校給食センターの老朽化が著しいということで、今後の在り方について、本年度中に計画を策定するというところで、現在作業を進めているところでございます。施設の集約、それから、それに伴う新たな施設の整備も視野に入れて、計画を策定しているという状況でございます。

続きまして、芸術文化の振興(3)文化財の保護と活用でございます。

新たな事業といたしましては、⑤市史の編さん事業がございます。本年度から、準備に

少しずつ着手している状況で、今年度は今後の組織のつくり方等について、議論をさせていただいているところでございます。他の市町村の編さんの実績等も見まして進めておりますが、実際の市史の完成には、編さん作業に着手してから10年、15年という長期の取組になる見込みでございます。

それから、宣伝になりますが、②埋蔵文化財の保護活用事業につきまして、現在新型コロナウイルス感染症の影響により休館になっておりますが、文化財センターが開館10周年を迎えるということで、記念企画展「JOMON 花巻の縄文文化」を実施しております。休館が明けましたら、期間を延長して実施したいという協議が来ておりますので、ぜひ皆様には、休館明けに足をお運びいただきたいと思っております。

(4)の民俗芸能の伝承、①民俗芸能伝承の支援事業につきましては、昨年度実施できませんでした郷土芸能発表会について、6月6日に文化会館で実施できたということで、久しぶりの郷土芸能を見る機会ということで、観覧者の方々には非常に好評であったと聞いております。

以上、本年度の特段の変更点、新規事業等についてのご説明ということで、この計画の説明に替えさせていただきます。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方ございませんか。

それでは「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、配布いたしました日程表によりご報告に代えさせていただきます。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。